

○令和6年度公示第11号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、愛媛県漁業調整規則（令和2年愛媛県規則第57号）第4条第1項に掲げる漁業につき、同規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和7年1月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 制限措置

別記1から別記6までのおり

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和7年1月7日から2月7日まで

ただし、うなぎ稚魚漁業については、令和7年1月7日から1月21日までの14日間とする。

3 備考

この公示に係る許可又は起業の認可には、別に定めるところにより条件を付けるものとする。